

高萩・北茨城広域ごみ処理施設建設工事

入札説明書

令和元年 11 月

高萩・北茨城広域事務組合

— 目 次 —

第 1	入札説明書の位置付け	1
第 2	事業の概要	2
	1 工事名	
	2 対象となる公共施設等の種類	
	3 公共施設等の管理者	
	4 工事の目的	
	5 工事概要	
	6 事業期間	
	7 関係法令の遵守	
	8 担当部局	
第 3	事業者選定スケジュール	4
	1 スケジュール（予定）	
第 4	入札参加に関する条件等	5
	1 入札参加者の参加資格要件	
第 5	入札の手続等	6
	1 見積仕様書等の公表等に関する事項	
	2 入札参加資格に関する事項	
	3 見積設計図書の提出に関する事項	
	4 見積設計図書に関するヒアリング	
	5 改善指示書の送付	
	6 設計図書審査結果に関する事項	
	7 最終発注仕様書に関する事項	
	8 予定価格及び最低制限価格に関する事項	
	9 入札に関する事項	
	10 入札方法等	
	11 工事費内訳書の提出	
	12 入札保証金及び契約保証金	
	13 入札参加に関する留意事項	
	14 契約の締結に関する事項	
第 6	提出書類	13

第1 入札説明書の位置付け

高萩・北茨城広域事務組合（以下「本組合」という。）は、広域ごみ処理施設を公設公営方式により整備する。

この「高萩・北茨城広域ごみ処理施設建設工事 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）は、本組合が実施する「高萩・北茨城広域ごみ処理施設建設工事」（以下「本工事」という。）を実施する民間事業者選定のための一般競争入札に適用されるものであり、本工事に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令等に定めるもののほか、入札説明書類によるものとする。

本工事に係る入札への参加を希望する者は、入札説明書類に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、入札説明書に沿って、本工事に目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

第2 事業の概要

1 工事名

高萩・北茨城広域ごみ処理施設建設工事

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）

3 公共施設等の管理者等

高萩・北茨城広域事務組合 管理者 豊田 稔

4 工事の目的

本工事は、高萩市及び北茨城市（以下「構成市」という。）から排出される一般廃棄物等の適正処理を行うとともに、焼却により発生する熱を利用した発電を行うことにより、環境負荷の軽減を図ることを目的として、ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）について、設計・施工を行うものである。

5 工事概要

（1）事業予定地

項目	概要
計画地所在地	茨城県北茨城市中郷町小野矢指地内（小野矢指 959-1 外 4 筆）
敷地面積	55,232 m ² （うち約 36,000 m ² を工事範囲とする。）

（2）施設の概要

ア エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）

項目	概要
処理方式	全連続焼却式ストーカ方式（24 時間連続稼働）
施設規模	80 t /24 h（40 t /24 h × 2 炉）
余熱利用	蒸気、温水、電力
処理対象物	可燃ごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの残渣 焼却対象災害廃棄物（非定期的に発生）

※ 詳細は、見積仕様書を参照すること。

イ マテリアルリサイクル推進施設

項目	概要	
処理方式	破砕、選別、保管	
施設規模	破砕設備	2.9 t / 5 h : 破砕+磁力(アルミ)選別+金属圧縮+保管
	選別設備	4.8 t / 5 h : 選別+圧縮梱包等+保管
	保管	ヤード保管
処理対象物	破砕設備	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ 破砕対象災害廃棄物（非定常的に発生）
	選別設備	びん、缶、ペットボトル
	保管設備	紙、布ほか（処理を伴わず、保管のみを目的とする。）

※ 詳細は、見積仕様書を参照すること。

6 事業期間

事業期間は、次のとおりである。

- (1) 工事期間：契約締結日（組合議会の議決）の翌日から令和5年3月15日まで
 なお、本工事は組合議会の議決を要するため、落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、組合議会の議決をもって本契約を締結する。
- (2) 関連工事
 本工事と関連して、以下の工事が別途発注される予定である。
 - ア 造成工事
 令和2年2月 ～ 令和2年10月末 （予定）
 - イ 道路工事（高萩市道拡幅及び施設進入路）
 令和2年2月 ～ 令和3年3月末 （予定）
 - ウ 建設附帯工事（外構その他）
 令和2年11月 ～ 令和5年3月15日（予定）

7 関係法令等の遵守

事業者は、本工事の実施に当たり、関係する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本工事の仕様書と照らし合わせて適宜参考とすること。

8 担当部局

本事業の事務局は次のとおりである。（以下「組合事務局」という。）

事務局	： 高萩・北茨城広域事務組合 環境総務課
所在地	： 〒319-1952 北茨城市磯原町磯原 1630（北茨城市役所生活環境課内）
TEL	： 0293-43-1111（内線371）／ FAX : 0293-43-1108
E-mail	： kankyou@city.kitaibaraki.lg.jp

第3 事業者選定スケジュール

1 スケジュール（予定）

入札参加者が入札説明書類に規定する参加資格要件を有しており、かつ提案内容が、技術的観点から本組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を選定する。

なお、落札者の選定は、制限付一般競争入札により行う。

事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

月 日 等	内 容
令和元年（2019年）	
11月15日（金）	入札公告
11月15日（金）	見積仕様書等の公表
11月29日（金）	入札参加資格確認申請書類の提出期限
12月4日（水）	入札参加資格確認結果の通知
12月5日（木）	見積仕様書等に対する質問の提出期限
12月10日（火）	見積仕様書等に対する質問への回答
令和2年（2020年）	
1月14日（火）	見積設計図書等の提出期限
2月中旬	見積参加者ヒアリング
2月中旬	改善指示書の送付、改善指示書に対する回答期限
2月中旬	見積設計図書審査結果通知
2月中旬	最終発注仕様書の公表
2月下旬	最終発注仕様書に対する質問の提出期限、回答
3月11日（水）	入札予定日
3月中旬	仮契約の締結
3月下旬	建設工事請負契約の議会議決、本契約

※上記の日程は、見積設計図書の審査の進捗状況等により変更が生じる場合がある。

変更になった場合、入札参加希望者に対して通知する。

第4 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、本工事を実施するために必要な能力と資本力を備えた事業者とし、資格確認申請書類の提出期限日において、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 入札参加者の参加資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく構成市の入札参加の制限を受けていない者であること。

イ 構成市いずれかの、令和元・2年度建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 茨城県及び構成市の建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

オ 建設業法の規定による特定建設業（清掃施設工事）の許可を有する者であること。

カ 清掃施設工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けており、かつ、「清掃施設」に係る総合評価値が1,000点以上であること。

キ 平成15年度以降に受注した、次の要件を全て満たす新設の一般廃棄物処理施設の元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）での実績があること。

（ア）40 t /24 h以上の施設規模かつ複数の炉で構成されているストーカ式焼却施設。

（イ）上記の施設が完成後、令和元年10月末において、1年以上の稼働実績があること。

ク 次の要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

（ア）一般廃棄物の焼却施設の工事において、主任技術者又は監理技術者としての工事経歴を有する者であること。

（イ）監理技術者にあつては、清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。

ケ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。

(注)「資本関係」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人的関係」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

第5 入札の手続等

1 見積仕様書等の公表等に関する事項

(1) 入札説明書の公表

入札説明書は、次のとおり公表する。

ア 公表日

令和元年 11 月 15 日（金） 入札公告と同時

イ 公表方法

入札説明書は組合事務局窓口にて閲覧に供する。また、参考として北茨城市のホームページに掲載する。

(2) 見積仕様書等の閲覧等

見積仕様書及び参考資料は、次のとおり閲覧に供する。また、一時貸し出しも実施する。

ア 実施期間

令和元年 11 月 15 日（金）から令和 2 年 1 月 10 日（金）までの 9 時（11 月 15 日に限り公告の後）から 17 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日等（以下「休日等」という。）は除く。

イ 閲覧場所

組合事務局

ウ その他

見積仕様書等は、本工事への参加を希望する者（入札参加希望者）に貸し出しするものとする。当該資料の受け取りに際しては、組合事務局に電話にて連絡し、貸し出しを受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を提示すること。

(3) 見積仕様書等に関する質問の受付

見積仕様書等（入札説明書を含む。）に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

見積仕様書等に関する質問がある場合は、「見積仕様書等に関する質問書」（別記様式第 1 号）に必要事項を記入の上、電子メールにより組合事務局に提出すること。なお、電話やファックス、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel とすること。

本組合は、当該質問書を受領したことを確認するため、電子メールにより、受信確認通知を各提出者に返信する。受信確認の通知が無い場合は、組合事務局へ必ず電話確認を行うこと。

イ 受付期間

(ア) 第 1 回：令和元年 11 月 15 日（金）から令和元年 12 月 5 日（木）17 時まで

(イ) 第2回：令和2年2月 下旬

なお、第2回の質問については、「第5 入札の手続等 6 設計図書審査結果に関する事項」により参加資格を有すると認められた入札参加者のみ提出することができるものとし、受付期間等詳細については、見積設計図書審査結果通知に合わせて通知する。

(4) 見積仕様書類に関する質問に対する回答

見積仕様書等に関する第1回質問への回答は令和元年12月10日（火）に、第2回質問への回答は令和2年2月下旬に、参加資格を有する入札参加者全員に通知するものとし電話等による問合せには応じない。なお、本工事に直接関係するもののみ回答を行うものとして、全ての質疑に回答するものではない。

(5) 現地説明会

現地説明会は、開催しない。

2 入札参加資格に関する事項

(1) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格確認の申請を行わなければならない。期限までに参加資格確認申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 受付期間

令和元年11月15日（金）から令和元年11月29日（金）までの9時から17時までとする。ただし、休日等を除く。

イ 提出場所

組合事務局

ウ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。なお、提出に際しては、事務局に電話にて連絡し、提出のための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を提示すること。

エ 提出書類

入札公告及び「第6 提出書類」に示すとおりとする。

(2) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、資格確認申請書類を提出した入札参加希望者に対し、令和元年12月4日（水）付け（予定）で、郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、本組合に対して、令和元年12月16日(月)までに参加資格がないと認めた理由の説明を求める書面(様式自由。ただし、代表者印を要する。)を提出することにより、説明を求めることができる。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者に対して、参加資格がないと認めた理由について、速やかに郵送により書面にて回答する。

3 見積設計図書の提出に関する事項

(1) 見積設計図書の提出

入札参加者は、次により本工事に関する見積設計図書を提出すること。

ア 受付期間

令和元年12月4日(水)から令和2年1月14日(火)までの9時から17時までとする。ただし、休日等を除く。

イ 提出場所

組合事務局

ウ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。なお、提出に際しては、組合事務局に電話にて連絡し、提出のための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの(ただし、名刺は不可とする。)を持参すること。

エ 提出書類

「第6 提出書類」に示すとおりとする。なお、見積設計図書提出要領を確認すること。

4 見積設計図書に関するヒアリング

見積設計図書提出者を対象として、見積設計図書に関するヒアリングを実施する。実施方法の詳細は、入札参加者に対し、後日通知する。

なお、ヒアリングに出席しない場合は、入札参加資格を喪失する。

(1) 開催日

令和2年2月 上旬

(2) 実施方法

ヒアリングは、入札参加者毎に行い、順番は、見積設計図書の受付順とする。

ヒアリングの時間、方法等の詳細は、各入札参加者に対し、書面にて事前に別途通知する。

5 改善指示書の送付

本組合は、「4 見積設計図書に関するヒアリング」を踏まえた上で、必要に応じて改善指示書を作成し、入札参加者に送付(先に各社担当に電子メールを送付し、後日原本を郵送)する。入札参加者は、改善指示書に応じて、改善承諾書を提出すること。なお、改善承諾書

を提出期限までに提出しない場合は、入札参加資格を喪失する。

詳細は、改善指示書にて各入札参加者に個別に通知する。

(1) 改善指示書送付時期

令和2年2月(中旬) 予定

(2) 改善承諾書の提出時期

令和2年2月(中旬) 予定

※改善指示書の内容等により、個別に設定予定。

※様式等の詳細は、改善指示書に記載する。

(3) 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。なお、提出に際しては、組合事務局に電話にて連絡し、提出のための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの(ただし、名刺は不可とする。)を提示すること。

(4) 提出先

組合事務局

6 設計図書審査結果に関する事項

見積設計図書の審査結果は、見積設計図書を提出した各入札参加者に対し、令和2年2月中旬に通知する。

7 最終発注仕様書に関する事項

本組合は、各入札参加者が提出した見積図書等を踏まえて最終発注仕様書を作成し、見積設計図書の審査を通過した入札参加者に提示する。

(1) 提示日

令和2年2月(中旬) 予定

(2) 提示場所

組合事務局

8 予定価格及び最低制限価格に関する事項

(1) 予定価格は次のとおりとする。

予定価格 : 10,843,000,000 円(消費税及び地方消費税を含まない。)

(2) 最低制限価格を設定する。

9 入札に関する事項

(1) 入札日時等

ア 入札日時

令和2年3月11日(水) 予定

イ 入札場所

北茨城市役所 4階 406号室

上記の日程等は、見積設計図書の審査の進捗状況等により変更が生じる場合がある。
変更になった場合、入札参加者に対して通知する。

(2) 入札の辞退

入札参加者が、入札を辞退する場合、入札日の前日 17 時まで「入札辞退届」(別記様式第 3 号)を、組合事務局に提出すること。

10 入札方法等

- (1) 見積設計図書審査結果通知書の写しを提出すること。
- (2) 入札書は持参すること。なお、入札後、直ちに開札を行うため、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。
- (3) 入札に際しては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等関係法令を遵守すること。
- (4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (8) 入札執行回数は、1 回とする。
- (9) 落札は、予定価格以下の最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満の額で入札を行った者は失格とする。
なお、入札価格が最も低い者が 2 人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札予定者を選定する。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は別に定める作成例に準じたものとし、工事区分及び工種ごとに金額を明らかにすること。また、端数処理の場合を除き、「値引き」若しくは「割引」等の理由のない減額項目を記載してはならない。

- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

1 2 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、納付する。

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1 3 入札参加に関する留意事項

- (1) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

- (2) 入札提出書類等の差替え等の禁止

入札参加者は、提出期限後における入札書及び入札提出書類等の差替え及び再提出をすることができない。

- (3) 入札の延期等

本組合が必要と認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

- (4) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

- (5) 使用する言語、通貨単位、計量単位及び時刻

入札に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

- (6) 著作権

見積設計図書の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。

- (7) 特許権等

入札参加者から提出される書類（入札書類を含む全て）において、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法、維持管理方法等を使用したことにより生じた責任は、原則として当該提案を行った入札参加者が負う。

- (8) 入札提出書類の使用等

提出された入札提出書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示その他本組合が本工事に関し必要と認める用途に用いる場合は、本組合は、これを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された書類等は返却しない。

(9) 本組合が提示する参考資料の取扱い

本組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。
また、この検討の範囲内であっても、本組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(10) その他

入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

1.4 契約の締結に関する事項

(1) 契約の締結

本工事に係る契約については、高萩・北茨城広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による組合議会の議決と同時に本契約としての効力を生じるものとする。

(2) 契約の無効

当該契約が組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、それにより落札者に生じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。

(3) 年度割工事費内訳書

落札者は契約に際して、年度毎の工事費内訳等について、別に定める作成例の様式に準じて作成し提出すること。

第6 提出書類

提出書類等は、入札公告及び下記に記載のとおりとする。

1 見積仕様書等に関する質問書類

見積仕様書等に関する質問は、見積仕様書等に関する質問書（別記様式第1号）を提出すること。

2 参加資格確認申請書類

参加資格確認申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

提出書類	様式
一般競争参加資格確認申請書及び添付書類	様式第1号
現場代理人及び主任（監理）技術者配置予定調書及び添付書類	様式第2号
施工実績調書及び添付書類	様式第3号
競争参加資格確認資料	参考様式
建設業許可証通知書の写し	—

※様式第3号 下欄注記1の「過去5年間における」は「平成15年度以降に受注した」と読み替えて記載すること。

3 見積設計図書の提出

見積設計図書の提出時には、次の書類を指定の部数提出すること。

また、図書作成にあたっては、別添見積設計図書提出要領によること。

提出書類	部数
見積設計図書及びその添付書類等	3部

4 改善承諾書の提出

改善指示書を受領したものは、改善内容を記載した改善承諾書（別記様式第2号）を1部提出すること。

5 入札提出書類

入札時は、次の書類を1部提出すること。

提出書類	様式
入札書	様式第1号
工事費内訳書	参考様式
誓約書	参考様式
見積設計図書審査結果通知書の写し	—